2．衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
①　衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	□
②　衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎専用の靴を設置し、着用している。	□
③　衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	□
④　他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□
⑤　衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	□
3．野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
①　野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を飲用水として用いる場合に消毒している。	□
②　野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置している。	□
③　定期的に防鳥ネット等の破損状況を確認し、破損箇所の修繕を行つている。	□
④　家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合に、遅滞なく、その破損箇所の修繕を行つている。	□
4．衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
①　家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	□
②　空になつた家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	□
5．家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
①　家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	□
②　毎日、飼養する家きんの健康観察を行つている。	□
③　出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。	□
6．感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	□

注意　遵守している項目について、レ欄の□にチェック印を付けること。

（4）馬の場合

1．家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□
2．衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
厩舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を実施している。	□
3．野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
飼養する馬に飲用に適した水を給与している。	□

4．衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
①　厩舎及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	□
②　馬の体液が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	□
③　空になつた馬房の清掃及び消毒をしている。	□
5．家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
①　馬に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	□
②　毎日、飼養する馬の健康観察を行つている。	□
③　移動又は出荷の直前に馬の健康状態を確認している。	□

注意　遵守している項目について、レ欄の□にチェック印を付けること。

別記様式第三十一号の裏面を次のように改める。

家畜伝染病予防法（抄）

第五十一条　家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、畜舎、化製場若しくは死亡獣畜取扱場、と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入つて動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等を採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。

2・3　（略）

4　第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十三条　（略）

2　（略）

3　この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾病予防に関し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。

4　（略）

第五十四条　家畜防疫官又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

別記様式第三十一号三中「第六条」を「対し、第六条第一項」に改め、「第十七条」の下に「、第十七条の二第五項若しくは第六項」を加え、「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項、第十八条の二第一項」に、「第三十一条」を「第三十一条第一項」に、「又は第三十四条」を「若しくは第三十四条」に、「実施すべき」を「実施し、又は家畜防疫員に第十六条第三項の規定による措置を実施させるべき」に改め、同様式を別記様式第四十九号とし、別記様式第三十号の次に次の十八様式を加える。

裏